

回 覧

平成30年8月吉日

上土居西、上土居東自治会のみなさんへ

上土居西自治会長 長尾秀之

上土居東自治会長 神谷正幸

規約改定のお知らせ

上土居自治会は平成30年4月より、西と東に分かれそれぞれの自治会活動を開始しています。分割に当たり、共有資産の維持、管理方法などについてのルールを定める必要があり、4月より、両自治会の役員総会にて規約改定について検討をいたしました。

去る7月14日の両自治会の班長以上が出席の役員総会において、別添「岐阜市上土居西・東自治会規約」及び「細則」のとおり承認されましたので、お知らせします。

今後も、それぞれの自治会に対し、皆様のご支援、ご協力の程宜しく申し上げます。

規約改定の主な内容

1. 上土居西自治会規約、上土居東自治会規約の2つに分ける。
2. 上土居公民館は、西東の共有の公民館として、予約し許可を得て利用できる。
3. 分割後、それぞれの自治会は、独自の事業・行事計画により予算案を立案しそれぞれの一般会計により自治会運営を行う。
4. 従来の特例会計【積立金】は、分割後も共有財産として、公民館の維持・管理等の目的で、両自治会が管理をしていく。

5. 上土居西、東の共有財産等に関し、定めのない事項は、両自治会で協議する。

以上